

水戸市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、学校教育、社会教育、学術研究等の振興等に寄与すると認める事業（以下「事業」という。）を支援するため、後援名義の使用（水戸市教育委員会が事業の趣旨に賛同している旨を表すために後援者として水戸市教育委員会の名称を表示することをいう。）を承認することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(承認基準)

第2条 後援名義の使用を承認する事業の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに掲げるものが行うものであること。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 学校その他の教育機関
- ウ 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）
- エ 新聞社、放送機関、通信社その他の報道機関
- オ 市内を活動拠点とし、又は市内に事業所を置く団体（ウに掲げるもの及び宗教法人を除く。）
- カ アからオまでに掲げるもののほか、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めるもの

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ア 水戸市及び教育委員会の施策に反するもの
- イ 営利又は商業的な宣伝を目的とするもの
- ウ 政治的又は宗教的な性格を有するもの
- エ 水戸市暴力団排除条例(平成24年水戸市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が関与しているもの
- オ 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
- カ アからオまでに掲げるもののほか、教育委員会が後援名義の使用をすることが適当でないと認めるもの

(3) 公益性が高く十分遂行できるものであると認められること。

(4) 広く市民を対象とし、かつ、市内で実施されるものであること。ただし、教育委員会が市民又は市内の事業者の教育活動に資すると認める場合にあっては、この限りでない。

(5) 保健衛生、事故及び騒音の防止等のために必要な措置が講じられていること。

(6) 参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合にあっては、その額が適正であること。

(使用の申請)

第3条 後援名義の使用の承認を受けようとするものは、後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる書類を同一年度に行った申請に添えて提出している場合であってその内容に変更がないときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類
- (2) 役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類
- (3) 開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類

(4) 事業の参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合にあっては、その収支予算を明らかにする書類又は徴収する金額の根拠を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として後援名義の使用を開始する日の 30 日前までに行わなければならない。

(使用の決定等)

第 4 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、後援名義使用承認通知書（様式第 2 号）又は後援名義使用不承認通知書（様式第 3 号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

(経費の負担等)

第 5 条 教育委員会は、後援名義の使用の承認を行う場合において、当該事業に要する人的、物的及び金銭的な負担を負わないものとする。

(承認の取消し)

第 6 条 教育委員会は、前条の規定により後援名義の使用の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 第 2 条の承認基準を満たさなくなったとき。

(3) 承認の決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援名義使用承認取消通知書（様式第 4 号）により後援名義の使用の承認を受けたものに通知するものとする。

(事業の変更等)

第 7 条 後援名義の使用の承認を受けたものは、事業の内容を変更し、又は中止したときは、直ちに後援名義使用事業変更（中止）報告書（様式第 5 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

第 8 条 後援名義の使用の承認を受けたものが、当該承認に係る事業を終了したときは、速やかに後援名義使用事業実施報告書（様式第 6 号）に実施内容が確認できる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(教育委員会の免責)

第 9 条 事業の実施によって生ずる損害については、教育委員会は、一切の責任を負わない。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に作成した様式第 1 号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
団 体 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

後援名義使用承認申請書

下記の事業について、水戸市教育委員会の後援名義の使用に係る承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施日又は期間	
実施場所	
参加対象者	
費用徴収の有無	
担当課	
その他	

※後援名義を使用する 30 日前までに、次の書類を添えて申請してください。

- 1 事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類
- 2 役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類
- 3 開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- 4 参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合は、収支予算を明らかにする書類又は徴収する金額の根拠を明らかにする書類

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者職氏名 様

水戸市教育委員会 印

後援名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記の条件を付して承認したので通知します。

1 事業の名称

2 実施日又は期間

3 実施場所

4 承認の条件

- (1) 名義は、水戸市教育委員会と表記すること。
- (2) 水戸市教育委員会は、後援名義の使用を承認した事業に要する人的、物的及び金銭的な負担の責務を負わないものとする。
- (3) 保健衛生、事故及び騒音の防止等のために必要な措置を講じること。なお、事業の実施に伴う損害等については、水戸市教育委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、変更、中止等が生じたときは、直ちに後援名義使用事業変更（中止）報告書を提出すること。
- (5) 事業が終了したときは、直ちに後援名義使用事業実施報告書に実施内容が確認できる書類を添えて提出すること。

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者職氏名 様

水戸市教育委員会 印

後援名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の事業について審査した結果、後援名義の使用を不承認としたので、通知します。

- 1 事 業 の 名 称
- 2 実施日又は期間
- 3 実 施 場 所
- 4 不承認の理由

第 号
年 月 日

団 体 名

代表者職氏名 様

水戸市教育委員会 印

後援名義使用承認取消通知書

年 月 日付け第 号で通知した後援承認について、下記の理由により後援名義使用の承認を取り消しましたので通知します。

1 事 業 の 名 称

2 実施日又は期間

3 実 施 場 所

4 取 消 し の 理 由

☐ 水戸市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要項第6条第1項第 号該当

☐ その他の理由

5 留意事項

後援名義の使用の取消しのあった事業に係るパンフレット、チラシ、ポスター、プログラム等には「水戸市教育委員会」の名義を掲載しないこと。

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
団 体 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

後援名義使用事業変更（中止）報告書

年 月 日付け第 号で承認のあった下記の事業について、変更（中止）となったので、報告します。

- 1 事業の名称
- 2 変更内容（中止理由）

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
団 体 名
代表者職氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

後援名義使用事業実施報告書

年 月 日付け第 号で承認のあった下記の事業が終了したので報告します。

- 1 事 業 の 名 称
- 2 実施日又は期間
- 3 実 施 場 所
- 4 参 加 者
- 5 添 付 書 類